

# 外郭団体基本情報

## 団体概要

(令和3年4月1日現在)

団体名	(公社)久留米市シルバー人材センター	住所	久留米市西町873-7
設立日	昭和55年7月1日	(電話番号)	(0942-35-5229)
ホームページ	http://www.kurume-sjc.or.jp/	作成担当所管部署	商工観光労働部 労政課
資本金・基本財産等	-	久留米市の出資(比率)	-
設立目的	高齢者が働くことを通じ、生きがいづくりや仲間づくりを行い、地域社会の活性化に貢献する事を目的とする。		
主な事業内容	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、および組織的に提供すること など		
うち、公益の事業	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、および組織的に提供すること など		

## 財務状況

貸借対照表	金額(千円)			損益計算書	金額(千円)		
	R2年度	R1年度	H30年度		R2年度	R1年度	H30年度
総資産	134,336	142,774	148,089	総収入	665,077	728,305	708,960
負債	60,091	61,954	66,375	(うち補助金・委託料)	279,174	310,344	293,016
(うち有利子負債)	0	0	0	経常損益	△6,310	△893	790
純資産	74,244	80,820	81,713	当期損益	△6,575	△893	△1,260
(うち利益剰余金)	74,244	80,820	81,713				

※ 公益法人等は、各項目の数値は下記のとおり記載

純資産: 正味財産合計

利益剰余金: 一般正味財産

※ 公益法人等は、正味財産増減計算書により、各項目の数値は下記のとおり記載

総収入: 経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額

経常損益: 当期経常増減額、当期損益: 当期一般正味財産増減額

※ (うち補助金・委託料)は、久留米市からの金額を記載

## 役職員の状況

常勤役員数	平均年齢	平均年収
1 (1)	65歳 10月	4,967千円
一般職員数	平均年齢	平均年収
4 (0)	45歳 0月	5,816千円

※ 常勤役員数、一般職員数及びそれぞれの平均年齢はR3.4.1現在で、平均年収はR2年度の実績

常勤役員数の( )は、市からの派遣職員または市職員退職者の数で内数

一般職員数の( )は、市からの派遣職員の数で内数

一般職員には、嘱託などの非常勤職員は含まない

## 第三セクターへの関与の状況

### ①公的支援(フロー)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R2年度	R1年度	H30年度	
1 補助金	34,181	33,155	34,535	
2 利子補給金	0	0	0	
3 税の減免額	0	0	0	
4 その他( )	0	0	0	
小計	34,181	33,155	34,535	
5 損失補償契約に伴う金利軽減額	0	0	0	
6 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小計	0	0	0	
合計	34,181	33,155	34,535	
(参考)委託料・指定管理料	244,993	277,189	258,481	

### ②公的支援(ストック)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R2年度	R1年度	H30年度	
1 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
(将来負担額)	(0)	(0)	(0)	
(将来負担算入率)(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
2 貸付金残高	0	0	0	
3 出資金	0	0	0	
合計	0	0	0	

## 関連指標

### ①財政状況に関する指標

指標		R2年度	R1年度	H30年度	備考
自己資本比率	純資産(正味財産)／総資産	55.3%	56.6%	55.2%	
借入金依存度	(借入金＋社債)／総資産	0.0%	0.0%	0.0%	

### ②団体の自立性に関する指標

指標		R2年度	R1年度	H30年度	備考
財政的依存度	市財政支出／経常収益＋経常外収益	41.9%	42.6%	41.3%	
運営費補助比率	市運営費補助金／経常収益	5.1%	4.6%	4.9%	
随意契約比率	市随意契約額／市委託料・指定管理料	100.0%	100.0%	100.0%	

## 特記事項

久留米市による直近の監査結果	(H28財政援助団体監査)事務・事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり検討又は是正を要する事項が認められた。 休日の振替を行う際に、同一週を超える振替をしているにもかかわらず、割増賃金を支給していないものがある。 会員が賠償事故を起こした場合、賠償金を補てんするために自己負担金を徴収しているが、当センターが加入している賠償責任保険は、相手方への賠償金と同額の保険金を受け取ることができるとのことであるので、自己負担金を徴収する理由や必要性、名目等については整理・検討が必要と思われる。
その他特記事項	常勤役員の常務理事については、事務局長が兼務しているため、「役員の報酬等及び費用に関する規程」に基づき、報酬等の支給をしていない。